

S・V

羅針盤のない航海

川崎 二三彦



【2】最初の1か月

早くも未熟さ露呈

課長として意見を述べる場合、当たり前のことだけれど、まずは担当者本人がどうしたいのか、そこを忘れてはならないことを改めて理解した。

それはともかく、これで赴任して最初の1か月が終わった。この個人的業務日誌、本当はスーパーバイズはどのように行われるのがいいのか、初級スーパーバイザーとして、その経験をなるべく具体的に記すことを目的にしていたのに、ここまでを振り返ると、同じ京都府内の児童相談所を転勤しただけで、今まで自分自身が行ってきた児童福祉司活動が当たり前、これがセオリーと思っていたことが通用しないことにイライラし、不満ばかりを書き綴ってしまったように思う。

それまでの児童福祉司活動に終止符を打ち、新たに相談判定課長として赴任した最初の1か月の終わりに記したのが、今述べた内容である。

20年近く前に書いた、原稿用紙2500枚にも及ぶと思われる日誌。この全てを一挙に読み通すことなんてとてもできることではないが、「まあ、少しずつ読み解きながら、SVについて考えてみることも意味があるだろう」というのが、本連載執筆の動機であった。ところが、軽い気持ちで船出した途端、赤面することばかりだったというのが、現在の率直な感想だ。

課長となった自分の、こんな未熟な業務内容を今後も続けて開陳するなんてことは、おそらく耐えがたいので、早晚打ち切

りとなるのは避けられないという予感がするのだけれど、まだ始まってもない段階で連載を放棄するのも、あまりにお粗末というほかに、恥さらしを覚悟で、何とか今回分だけは完成させることとしよう。

ということで、最初の1か月の出来事を一、二紹介する。

迷子

赴任して1週間あまり経過した時のことだ。午後7時頃のことだろうか。自宅に戻っていた私に、次長から電話が架かってきた。日誌には、ことの顛末を、次のように記載していた。

次長は電話で、「警察から、『迷子と思われる子どもを発見したが、保護者が現れない。児童相談所で一時保護してほしい』という電話があった。子どもは名前しか言わない（言えない）らしく、知的障害が考えられる」と言う。

連絡を受けて、私は発見された地域を担当するC福祉司の自宅に電話したが、まだ帰宅していないというので、折り返し連絡してもらおうよう伝言し、警察署とやりとりした。結局午後8時を過ぎても保護者が現れないことから、一時保護することにした。

帰宅して電話してきたC福祉司にかいつまんで説明すると、ただちに職場に出て、当該児童の名前が相談台帳にない（すなわち、わが児童相談所が過去に関わった事例ではない）ことを確認、トンボ帰りで自宅で夕食を取り、すぐにとって返し、警察から身柄を受け取り、そのまま

宿直に入った。そのことを確認した上で、私は所長に報告、事後承諾を得た後、一時保護所の保育士にも連絡した^{*1}。これで私の仕事は終了だ。

私はやってきたんだ！

さてこのケース、翌日保護者が現れて子どもは引き取られ、予想どおり管外事例だったことも判明したので、本来担当する児童相談所に引き継いで終結したのだが、それでは終わらなかった。

この週に行われた毎週1回開催の課のミーティングでのことだ。日誌には、次のようなことが書かれている。

ミーティングでのC福祉司の次の発言はショックだった。

「緊急一時保護となったケースの対応について、正直言って不満がある。自分が帰宅して再度児童相談所に出るまでに、時間もあつたんだし、課長や次長にはそれまでにすることがあつたはず。結果オーライで問題はなかったけれど、子どものことがよくわからず、宿直中、もしかして発作など起こらないか等々あれこれ考えているうちに夜が明けた。この日は一睡もできなかった」というのである。

今振り返って思い出したのは、私が新任児童福祉司となって1か月にも満たない時に発生した緊急保護の事例である。深夜近くなって所長から電話が入った。実は所長も着任したばかりで大張り切りだったが、こんなことを言う。

「川崎君か、君の担当地域の警察署から

要保護児童通告があり、かくかくしかじかの理由で、緊急に子どもを保護することになった。実はな、連休ということもあるし、今夜はとりあえず、ワシが宿直に入っているんだ」

「??？」

なぜ、担当者より早く所長に連絡が入ったのか、それよりも何よりも、どうして所長が自ら一時保護の宿直をするのか、さっぱりわからない。

「担当者は私なんだぜ！」

この時ふつふつと湧き上がってきたのは、「私というれっきとした担当児童福祉司を差し置いて勝手にことを運ぶとはどういうことだ」というものだったろう。そのせいかどうか、以後のケースワークにおいて、「この地域を担当しているケースワーカーは私である」「私がこの地域に責任を負っているのだ」という意識を忘れることはなく、態度・行動においても、それを貫いたはずである。

だから、課長として赴任した直後に発生したこの迷子事例にしても、夜間の出来事であり、一時保護の是非の判断は、最終責任者である所長に成り代わる現場監督として（私が）行ったにせよ、具体的な対応は担当者に任せればよいと考えたのである。それを咎められた。

「児童福祉司の時代に私がしていたことを、そのままお願いしただけなんだけど…」と口に出して言うことはできなかったものの、そんな思いがぐるぐるまわり、結果としてC福祉司の訴えをきちんと受け止めることができなかった。

*1 私が勤務していた児童相談所は小規模であり、当時は一時保護入所児童も少なく、この日は保護児童がいなかった。そのため、緊急の場合は、担当福祉司が自ら当直に入ることも珍しいことではなかった。本件もそのようにことが運んだが、翌日からの一時保護をスムーズに進めるために、ベテラン保育士に連絡しておいたのである。というのも、当時の一時保護所の職員は、児童指導員、保育士、調理員の3人だけだったからである。

SV失格

とはいえ、今になって考えれば、自分の名前しか言えない子どもである。C福祉司が心配していたように、医療面を含めた子どもの状態をどう判断するのか、障害のあると思われる子どもがどうして迷子になったのか、なぜ、迷子当日に保護者が現れなかったのか、仮に、その後も現れなかった場合にどう対応すればいいのか、検討すべきことは山ほどもあり、少なくとも担当者に任せきりにせず、当日は自らも職場に足を運んで担当福祉司と協議し、当面の方向を出すべきであっただろう。

残念ながら、この時にはそこまで思い至らず、「私なら自分独りでやって不平など言わなかったはずだ」「担当者なら、もっと頑張ってもらいたい」という思いにとらわれていたというしかない。

要するにSV失格だ。

同行依頼

さて、1 か月も児童相談所にいれば、いろいろな事案が噴出するのは当然だろう。それは、児童虐待などまだ表に出てくることが少なかったこの当時でも基本的に変わりない。ベテランのB福祉司が、慌てた様子で相談したいことがあるという。

話は私が赴任する直前の5月末に遡る。両親が来所し、面談した担当のB福祉司に、「夏休みの間、近くにある京都市の重症心身障害児施設への入所をお願いしたい」と希望したという。この日、両親はすでに当該施設に打診しており、施設側は、短期間なら対応できないことはないといったニュアンスのことを伝えた上で、いずれにしても児童相談所への相談が必要だと説明したため、その足で管轄児童相談所である当所を訪ねてきた

のであった。

両親の話から、入所は可能だろうと判断したB福祉司は、後は手続きだけと思ったのか、受理会議へは提出していない。

その後しばらく動きはなかったのだが、別件でやりとりした京都市児童相談所の児童福祉司から、「施設は定員いっぱいになった」と聞かされる^{*1}。B福祉司は多少気がかりになったらしいが、深くは考えず、そのままにしていたというのである。

そしてこの日、母親から「あの話はどうなっていますか」との電話が入ったのだった。B福祉司が、急ぎ施設に連絡すると、「今からでは困難」との返答。保護者も困ったのか、同日、父親からも連絡があり、「今日中には何らかの返事をしてほしい」と言われたという。

「その後、何の話も届いてこないの、あの話はなくなったのかなと思っていたんだけど、とにかく、これから施設を訪問してもう一度頼んでみるつもり。ついては課長にも同行してほしい」

こういうオーダーだった。

当時の重症心身障害児施設はいずこも満員状態で、仮に課長が頼み込んだからと言って、融通がきくとも思えなかった。事実、施設への同行訪問はしたもの、やはり結果は変わらない。

行き詰まった末に思い出したのは、保護者の居住地からはかなり遠隔地になるものの、京都府北部にあつて重症心身障害の子どももしばしば受け入れていた肢体不自由児施設のことだ。「あそこに頼んでみては？」とB福祉司に伝え、何とかことなきを得たのだが、この件で、私の頭はまたしてもぐるぐる回り続ける。

「Bさんほどのベテランだから、かえって簡単に考えてしまったのだろうか」

*1 京都市は政令市であるため、京都府の児童について、直接入所等の措置を決めることができず、京都市児童相談所の了解が必要となる。

「それにしても、思い込みだけで事実確認していなかったとしたら、ソーシャルワークの基本から外れているのでは？」

などと考えているうちに、Bさんの福祉司活動について気になっていた別の問題が重なり合ってきた。

児童記録票

全員退庁して、今は職場に私1人。各児童福祉司が作成した児童記録票を読んで、溜息が出る。

私が福祉司をやっていた時には、言ってみれば“どこへ出しても恥ずかしくない児童記録票”を目指していたし、それよりも何よりも、面接を重ねていく上では、ここまで記録しておかないと以後の対応で困るということがあった。

「これで本日のケースワーク活動は終了である。だがすぐに退庁するわけにはいかないのが児童福祉司の辛いところだ。私は一時保護所の様子を横目に見ながら、まず児童記録票の整理にとりかかった。氏名、生年月日、住所、保護者名、主訴などを記載する1号用紙に始まって、最初の電話の内容、臨時ケース会議で出された意見、警察署訪問時の様子、福祉事務所で知り得た情報の整理などの経過記録をまとめるのである。実はこの作業をしていく中で、今後の展開の様々な可能性が浮かんできたり、次に打つべき手のいくつかが見えるようにもなるし、自分自身の混乱に整理がつくこともしばしばあるのだ」（子どものためのソーシャルワーク「虐待」から引用）

ではB福祉司の記録はどうかというと、一口で言えば、メモと変わらないというほかない。（本事例にしても）保護者がどのように訴え、それに対して福祉司がどう対応したのか、知りたい経過がさっぱりわからないのである。だが、10年もやってきた人に、今さらどう改めてもらえばいいのか、途方に暮れてしまう。

児童福祉司時代の私は、可能な限りその日のうちに面接等の記録を書いていた。（当時はIT化もされていなかったから）膨大な濃密なケース記録を書き上げるにふさわしい筆記具を探し回ったことも思い出す。人に見せるつもりもなかった個人的業務日誌に拙著の一節を引用したのは、おそらく記録に対する自負があり、また、B福祉司の記録の仕方に対する批判を、自分との対比で際立たせようとしたのだろう。

もちろん、家庭の事情等で時間外勤務もできず、後ろ髪を引かれる思いで退庁する人もいて、私の流儀を他の福祉司に押しつけることができないことは自覚していた。

また、子どもの虹情報研修センターに来て各地の様子を聞いてみると、記録の書き方についてはさまざまな考え方があり、IT化後のシステムも、自治体によって異なっていることもわかってきた。だから私の方法が唯一のものとは言えまいが、少なくとも、B福祉司の記録は手抜きとしか考えられず、当時、自分の記録方法こそ正しいと信じていた私にとって、どうすれば彼に改めてもらえるかが、新任課長としての最初の仕事のように思われたのである。それは、大変大きなストレスだった。

*

今思うことは、就任1か月で早くも遭遇したいくつかのエピソードとそこで感じたことが、その後の私を支配し、私のSVの通奏低音となったのではないかということだ。では、その後何が起こるのか。次号を待たれたい。

（つづく、かな？）

本稿は、「児童虐待防止法」制定、施行の前後、筆者が児童相談所の相談判定課長時代に書き付けていた個人的業務日誌を改めてひもとき、現時点で振り返ろうとするものである。

これまでの
連載

序
[①前史](#)

* 題名を click
すると本文ヘジ
ャンプします。